

(午前9時30分)

中野総務課議会担当副参事

おはようございます。総務課議会担当副参事の中野でございます。

本臨時会は、旧海山町と旧紀伊長島町の合併後、初めての議会でございます。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長の垣内 勇議員をご紹介します。

垣内 勇議員、議長席にどうぞ。

垣内臨時議長

おはようございます。只今、紹介されました垣内 勇です。

地方自治法第107条の規定によって臨時議長の職務を行います。議長の器ではございませんが、何卒、皆様方のご理解とご指導を得まして、全力を尽くしますのでどうぞよろしく願い申し上げます。

ただ今の出席議員は31名でありまして、定足数に達しております。

平成17年第1回紀北町議会臨時会が成立しましたので開会いたします。

本臨時会におきましては、行政放送番組収録のためZTV及び企画課職員のテレビ撮影を許可することといたしますので、ご了承ください。

なお、開会にあたり紀北町長職務執行者からご挨拶がありますので、よろしく願いいたします。塩谷町長職務執行者。

塩谷町長職務執行者。

塩谷町長職務執行者

おはようございます。本日、平成17年第1回紀北町議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には全員ご出席を賜りまして、誠に有り難うございます。

紀北町長職務執行者として、議会の冒頭にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

紀北町が誕生いたしまして、早いもので10日目を迎えました。が、役場内におきましては、当初、危惧しておりました合併直後の混乱もなく、本庁及び2庁の総合支所とも比較的スムーズに事務体制の移行が出来たと思っております。

さて、10月11日の開庁式でも申し上げましたが、新生紀北町は、日本の新しい時代の国づくり、いわゆる構造改革という流れを受けて、国、県の全面的なご支援とご指導のもと、旧紀伊長島町と旧海山町が心を一つにして合併し、将来の自立と発展を目指して誕生した町であります。将来像として掲げた「自然の鼓動を聞き、皆が集い創る やすらぎのまち」を目指し、そのエンジンともなり舵ともなっていくのが紀北町役場でもあり、職員には常に研鑽を積み、公務員としての責務を自覚し、広い視野と誇りを持って業務に当たるよう、十分に訓示いたしたところであります。まもなく、11月13日には紀北町長選挙が行われ、新町の町長が決定されます。どなたが当選されたとしても住民同士の融和を図り、住民との協働による新しい町づくりに邁進されることと思いますが、町政の発展は議会と行政、その両輪の機能が発揮されてこそ実現するものと思っております。議員の皆様におかれましては、今後ともより一層、紀北町の発展のためにご指導ご鞭撻をいただきますよう、切にお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

臨時議長

これより本日の会議を開きます。

臨時議長

議事日程等につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承ください。

それでは、議事日程を朗読いたさせます。

総務課議会担当副参事。

総務課議会担当副参事

議事日程を朗読させていただきます。

平成17年第1回紀北町議会臨時会議事日程 第1号

10月20日 木曜日 午前9時30分 開議

第1 仮議席の指定

第2 発議第1号 議長の選挙 以上です。

臨時議長

これより議事に入ります。

日程第1

臨時議長

日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただ今着席の議席とします。

日程第2

臨時議長

次に日程第2 議長の選挙を行います。

改めて申し上げるまでもなく、本件は地方自治法第103条第1項の規定による選挙であり、同法第118条第1項の規定に基づき公職選挙法のそれぞれの条項について適用されることとなります。

選挙は投票で行います。

なお、投票にあたり、塩崎悦万君から公職選挙法第48条の規定により代理投票の申し出が出ておりますので、代理投票を許可することといたします。

議場の出入口を閉鎖します。

(議場の出入口閉鎖)

臨時議長

ただ今の出席議員は、31名であります。

次に立会人を指名します。

立会人に31番 谷 節夫君、30番 島本昌幸君のご両名を指名します。

お伺いいたします。

公職選挙法第48条第2項の規定に、立会人の意見を聴いてとあります。代理投票の補助者として、議会担当書記の川口節生君と牧野尚記君を選任したいと思いますが、立会人はこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

臨時議長

異議なしと認めます。よって、代理投票の補助者として川口節生君と牧野尚記君を選任します。

投票用紙を配布いたします。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名でお願いします。

(投票用紙配布)

臨時議長

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(投票用紙配布漏れなし)

臨時議長

配布漏れなしと認めます。

次に投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

臨時議長

異状なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

議員

何番から投票するんや。

臨時議長

それでは議席1番議員から順番に投票をお願いします。

(投 票)

臨時議長

投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

臨時議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

続いて開票を行います。

谷 節夫君、島本昌幸君。開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

臨時議長

選挙の結果を報告します。

投票総数 31 票

有効投票 31 票

無効投票　　ゼロ　票です。

臨時議長

有効投票のうち

| | | |
|--------|----|---|
| 川端　龍雄君 | 12 | 票 |
| 世古　勝彦君 | 9 | 票 |
| 岩見　雅夫君 | 6 | 票 |
| 東　　恒雄君 | 2 | 票 |
| 濱田　耕輝君 | 1 | 票 |
| 浅川　　研君 | 1 | 票 |

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は8票です。

したがって、川端龍雄君が議長に当選されました。

議場の入口の閉鎖を解きます。

(議場の出入口閉鎖解除)

臨時議長

ただ今、議長に当選された川端龍雄君が議場におられます。

地方自治法第118条の規定を準用して、当選の告知をいたします。

それでは、議長受託につきご挨拶をお願いします。

川端議長

ただ今、議員の皆様のご御支持をいただきまして、紀北町議会議長という大役を就任することになりました川端でございます。多くの先輩の皆様がおられるなか、はからずも議長に選任していただきましたこと、誠に身に余る光栄と存じます。そのご厚情に対しまして心からお礼を申し上げます。

わたくしは浅学非才ではございますが、皆様のご指導を仰ぎながら、またご支援をお願いし、この重責を身を粉にしてでも全うする所存でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、今、紀北町誕生以来、早10日になりましたが、町民の方々におきましては行政の行方、また議会の動向など、厳しく注視されておられると思います。議会といたしましても、どなたが町長になられようとも是々非々の立場で対応し、また議会の運営にあたりましては公平公正は勿論のこと、開かれた議会の下に融和の精神をモットーにして、現状を前向きに捉え、多くの町民の方々が合併してよかったと言われるような町、また信頼される議会を目指して議員の皆様と一丸となって頑張っていく所存でございます。

どうぞよろしくご協力のほどをお願いいたしまして、簡単ではございますが就任の挨拶とさせていただきます。

臨時議長

以上を持ちまして、新議長と交代します。ご協力有り難うございました。

議長、議長席にどうぞ。

議長

ここで暫時休憩いたします。

議長

休憩前に引き続き再開します。

議長

お諮りいたします。

ただ今、お手元に配布いたしました日程第1から日程第19までを日程に追加して議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、日程に追加することに決定しました。

追加議事日程を朗読いたさせます。総務課議会担当副参事。

総務課議会担当副参事

平成17年第1回紀北町議会臨時会追加議事日程

第1号の1 10月20日 木曜日

第 1 議席の指定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 会期の決定

第 4 諸報告

第 5 行政報告

第 6 発議第 2号 副議長の選挙

第 7 発議第 3号 紀北町議会会議規則の制定について

第 8 発議第 4号 紀北町議会委員会条例の制定について

第 9 発議第 5号 紀北町議会事務局設置条例の制定について

第10 議案第 1号 専決処分の承認を求めるについて（紀北町役場の位置を定める条例ほか178件の条例について）

第11 議案第 2号 専決処分の承認を求めるについて（平成17年度紀北町一般会計暫定予算ほか5件の暫定予算について）

第12 議案第 3号 専決予算の承認を求めるについて（字の区域の設定及び字の名称の変更について）

第13 議案第 4号 専決処分の承認を求めるについて（指

定金融機関の指定について)

- 第14 議案第 5号 専決処分の承認を求めるについて（紀北町と三重県との間における議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託について）
- 第15 議案第 6号 専決処分の承認を求めるについて（紀北広域連合規約の変更に関する協議について）
- 第16 議案第 7号 専決処分の承認を求めるについて（尾鷲地区広域行政事務組合規約の変更に関する協議について）
- 第17 議案第 8号 専決処分の承認を求めるについて（三重県市町村職員退職手当組合に加入することについて）
- 第18 議案第 9号 三重県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 第19 議案第10号 三重県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び三重県市町村職員退職手当組合規約の変更について

以上でございます。

議長

それでは日程にしたがい議事に入ります。

追加日程（1号の1）第1

議長

日程第1 議席の指定を行います。

議席はただ今、着席のとおり指定いたします。

追加日程（1号の1）第2

議長

次に日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に

1番 平野倅規君

2番 中村吉之君

のご両名を指名いたします。

追加日程（1号の1）第3

議長

次に日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時議会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。

追加日程（1号の1）第4

議長

次に日程第4 諸般の報告をいたします。

まず、本臨時議会に付議されました案件は、発議第1号から議案第10号までの15件のうち、すでに処理されたもの1件となっておりますのでご了承ください。

次に、地方自治法第121条の規定により提出案件説明のためあらかじめ出席を求めましたところ、町長職務執行者以下、関係課長等の出席がありましたので報告いたします。

以上で報告を終わります。

追加日程（1号の1）第5

議長

次に日程第5 行政報告につき、町長職務執行者より事項がありましたらどうぞ。

議長

塩谷町長職務執行者

塩谷町長職務執行者

ありません。

議長

ないようですので行政報告を終わります。

追加日程（1号の1）第6

議長

それでは次に日程第6 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

議長

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いま

すが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは副議長に平野隆久君を指名します。

お諮りいたします。

ただ今、議長が指名しました平野隆久君を副議長の当選と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名しました平野隆久君が副議長に当選されました。

ただ今、副議長に当選された平野隆久君が議場におられます。

地方自治法第118条の規定を準用して、当選の告知をいたします。

それでは副議長受託につきご挨拶をお願いします。

平野隆久副議長

おはようございます。新しく生まれました紀北町が、町民の方々にとって住みやすくなるように、議長の補佐をし、一生懸命頑張っていきたいと思っております。今後とも皆様のご協力、よろしく願いいたします。以上で私の挨拶とさせていただきます。どうも有り難うございます。

議長

次に日程第7 発議第3号から、日程第9 発議第5号までの

3件については議員提案の案件であります。

お諮りいたします。

発議第3号から発議第5号までの3件については、総務課議会担当副参事に議案を朗読させることとし、趣旨説明については省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。

よって、3件については趣旨説明を省略し、議案の朗読のみといたします。

総務課議会担当副参事。

総務課議会担当副参事

それでは議案の説明をさせていただきます。2ページをお願いします。

発議第3号 平成17年10月20日

紀北町議会議長 川端龍雄 様

提出者 紀北町議会議員 永田安彦

同じく 東 恒雄

同じく 中本 衛

同じく 野呂健博

紀北町議会会議規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条の規定により提出します。

提案理由

地方自治法第120条の規定に基づき、議会運営の公正と効率性を確保するため定めるものである。

続きまして21ページをお願いします。

発議第4号 平成17年10月20日

紀北町議会議長 川端龍雄 様

提出者 紀北町議会議員 永田安彦

同じく 東 恒雄

同じく 中本 衛

同じく 野呂健博

紀北町議会委員会条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条の規定により提出します。

提案理由

地方自治法第109条及び同法第111条の規定に基づき委員会の運営等に関する必要な事項を定めるものである。

次に28ページをお願いします。

発議第5号 平成17年10月20日

紀北町議会議長 川端龍雄 様

提出者 紀北町議会議員 永田安彦

同じく 東 恒雄

同じく 中本 衛

同じく 野呂健博

紀北町議会事務局設置条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条の規定により提出します。

提案理由

地方自治法第138条第2項の規定に基づき、紀北町議会に事務局を置くものである。

以上でございます。

議長

以上で議案の朗読を終わります。

それでは、ただ今より議案の質疑、討論、採決に入ります。

追加日程（1号の1）第7

議長

日程第7 発議第3号 紀北町議会会議規則の制定についてを議題といたします。

質疑を許します。

（ 「質疑なし」の声あり ）

議長

質疑なしと認めます。

以上で質疑を打ち切り討論に入ります。

討論を許します。

（ 「原案賛成」の声あり ）

議長

以上で討論を打ち切り採決いたします。

お諮りいたします。

日程第7 発議第3号 紀北町議会会議規則の制定について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長

挙手全員です。

従って、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程（1号の1）第8

議長

次に日程第8 発議第4号 紀北町議会委員会条例の制定についてを議題といたします。

質疑を許します。

（ 「質疑なし」の声あり ）

議長

以上で質疑を打ち切り討論に入ります。

討論を許します。

(原案賛成」の声あり)

議長

以上で討論を打ち切り採決いたします。

お諮りいたします。

日程第8 発議第4号 紀北町議会委員会条例の制定について
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。

従って、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程（1号の1）第9

議長

次に日程第9 発議第5号 紀北町議会事務局設置条例の制定
についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

議長

以上で質疑を打ち切り討論に入ります。

討論を許します。

(「原案賛成」の声あり)

議長

以上で討論を打ち切り採決いたします。

お諮りいたします。

日程第9 発議第5号 紀北町議会事務局設置条例の制定につ

いて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長

挙手全員です。

従って、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議長

次に日程第10 議案第1号から、日程第19 議案第10号までの10件について、提案者の提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、一括議題とすることに決定しました。

それでは、提案者、各担当課長より一括して、提案理由の説明並びに内容説明を求めます。

塩谷町長職務執行者。

塩谷町長職務執行者

それでは、本議会臨時会に提案させていただきました議案につきましてご説明申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めるについて（紀北町役場の位置を定める条例ほか178件の条例について）でございます。

本議案につきましては、紀北町の発足に伴い紀北町の例規が必要となることから、平成17年10月11日付けで紀北町の位置を定める条例ほか178件の条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったので、同法同条第3項の規定により議会の承認を求めようとするものであります。

次に、議案第2号 専決処分の承認を求めるについて（平成17年度紀北町一般会計暫定予算ほか5件の暫定予算について）でございます。

本議案につきましては、平成17年度紀北町一般会計暫定予算ほか5件の暫定予算を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったので、同法同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

暫定予算は、地方自治法施行令第2条の規定により、地方公共団体の設置があった場合に町長職務執行者が編成するもので、期間を平成18年1月10日までの3ヶ月間とし、この期間中に必要とされる全ての経費を対象として予算編成を行っております。なお、本予算となる平成17年度紀北町当初予算が議会の議決を受け成立したときには、本暫定予算は本予算に包括されることとなります。

平成17年度紀北町一般会計暫定予算につきましては、歳入面では来年1月10日までの3ヶ月間に、収入が見込めるものを計上し、歳出面では旧町において契約済みの事業費の支出及び紀北町において支出する義務的経費、その他緊急やむを得ない経費を計上いたしました。この内、新規事業としましては、勸奨退職者2名分の三重県市町村職員退職手当組合特別負担金7,136千円、町長選挙執行経費14,638千円、そして、国民健康保険事業特別会計への財政安定化支援事業分16,299千円の繰り出し等を予算計上しております。

この結果、暫定予算の総額は、歳入が3,452,561千円、歳出が4,621,489千円と相成ります。なお、歳入歳出の予算総額が相違しておりますが、地方財務実務提要によれば、暫定予算につきましては歳入歳出が同額でなくても差し支えないとされております。

もう少し詳しく申し上げますと、歳出につきましては契約済みの事業費等をすべて計上する必要があるため、予算額が大きくなり、反面、歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、特別地方交付税、地方債などがこの3ヶ月の間に全額入ることがないため、必然的に歳入歳出の総額に相違が生じるものであります。しかし、歳出につきましては、事業完了により支出いたしますので本予算が成立するもでの間の実質の収支は均衡が保てるものであります。

特別会計の暫定予算につきましても、同様に歳入歳出とも3ヶ月分を見込んでの予算編成となっております。

平成17年度紀北町国民健康保険事業特別会計暫定予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ870,784千円。

平成17年度紀北町老人保健特別会計暫定予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ840,524千円。

平成17年度紀北町簡易水道事業特別会計暫定予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ8,941千円。

平成17年度紀北町介護サービス事業特別会計暫定予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ73,725千円計上いたしております。

また、平成17年度紀北町水道事業会計暫定予算につきましては、収益的収入として103,614千円。収益的支出としては61,078千円を計上し、また、資本的収入として170,747千円、資本的支出として201,460千円計上いたしております。

次に議案第3号 専決処分の承認を求めるについて（字の区域の設定及び字の名称の変更について）でございます。

本議案につきましては、旧紀伊長島町区域に新しく古里の字区

域を設け、また、旧海山町区域の全部の大字名を削除するという合併協議会の協議結果に基づき、平成17年10月11日付けで字の区域の設定及び字の名称変更について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったので、同法同条第3項の規定により議会の承認を求めようとするものであります。

議案第4号 専決処分の承認を求めるについて（指定金融機関の指定について）であります。

本議案につきましては、地方自治法施行令第168条第2項の規定により紀北町の指定金融機関を定める必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成17年10月11日付けで専決処分を行ったので、同法同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

議案第5号 専決処分の承認を求めるについて（紀北町と三重県との間における議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託について）でございます。

本議案につきましては、紀北町発足に伴い、紀北町の議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務を三重県に委託する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成17年10月11日付けで専決処分を行ったので、同法同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

次に議案第6号 専決処分の承認を求めるについて（紀北広域連合規約の変更に関する協議について）でございます。

本議案につきましては、紀北町発足に伴い、紀北広域連合の事務所の所在地表示の変更が必要であることから、紀北広域連合規約の変更に関する協議について、地方自治法第179条第1項の

規定により、平成17年10月11日付けで専決処分を行ったので、同法同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

議案第7号 専決処分の承認を求めるとして（尾鷲地区広域行政事務組合規約の変更に関する協議について）

本議案につきましても、紀北町発足に伴い、尾鷲地区広域行政事務組合の事務所の所在地表示の変更が必要であることから、尾鷲地区広域行政事務組合規約の変更に関する協議について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成17年10月11日付けで専決処分を行ったので、同法同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

議案第8号 専決処分の承認を求めるとして（三重県市町村職員退職手当組合に加入することについて）でございます。

本議案につきましては紀北町発足に伴い、職員の退職手当等に関する事務を共同処理するため、三重県市町村職員退職手当組合に加入することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、平成17年10月11日付けで専決処分を行ったので、同法同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

議案第9号 三重県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について

本議案につきましては、本年11月1日、伊勢市、度会郡二見町、同郡小俣町及び同郡御園村が合併して伊勢市に、また、熊野市及び南牟婁郡紀和町が合併して熊野市となることに伴い、当組合から4町村を脱退させることについて協議をする必要があることから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

議案第10号 三重県市町村職員退職手当組合を組織する地方

公共団体の数の増加及び三重県市町村職員退職
手当組合理約の変更について

本議案につきましても、本年11月1日、伊勢市、度会郡二見町、同郡小俣町及び同郡御菌村が合併して伊勢市になることに伴い、伊勢市が当分の間、旧3町村の職員の退職手当の支給に関する事務を引き続き共同処理するため、合併日より三重県市町村職員退職手当組合に加入すること及び規約を変更することについて協議をする必要があることから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、議案10件の提案説明を申し上げましたが、詳細については担当に説明いたさせます。何卒、慎重ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

北村議員

議長、暫時休憩していただけますか。

議長

理由は。北村議員。

北村議員

後ほど動議を提出いたしたいので、提出準備のため少々で結構です。

議長

北村議員にちょっとお尋ねしますが、この各担当課長が説明いたしますので、その後でもよろしいのではないかと。

9番 山中議員。

山中議員

今、議長が休憩動議を了承されたのですけども、後ほどということ。動議が出ただけで動議の議決、ぜんぜん賛成者もおりませんでしたし、そこらあたりを明確に取り扱っていただきたいと思います。

議長

先程、北村議員から動議が出て、本人が了解いたしましたけど
暫時休憩することに賛成の方はありますか。

(賛成の声なし)

議長

賛成者がないのでこのまま担当から説明をいたさせます。

引き続き内容説明を求めます。

総務課長 谷口房夫君。

谷口総務課長 内容説明省略

太田財政課長 内容説明省略

中野事務局長 内容説明省略

谷口総務課長 内容説明省略

太田財政課長 内容説明省略

川端危機管理課長 内容説明省略

川合企画課長 内容説明省略

中場税務課長 内容説明省略

宮澤住民課長 内容説明省略

塩崎福祉保健課長 内容説明省略

山本環境管理課長 内容説明省略

議長

ここで暫時休憩いたします。

午後1時から開きます。

議長

休憩前に引き続き会議を進めます。

産業振興課長。

平山産業振興課長 内容説明省略

倉崎建設課長 内容説明省略

奥野教育課長 内容説明省略
家崎出納室長 内容説明省略
東 水道課長 内容説明省略
議長

続きまして、議案第2号の別冊、平成17年度紀北町国民健康
保健事業特別会計暫定予算の説明をお願いします。

住民課長 宮澤清春君。

宮澤住民課長 内容説明省略

引き続きまして、平成17年度紀北町老人保健特別会計暫定予
算についてご説明申し上げたいと思います。

内容説明省略

東 水道課長 内容説明省略

塩崎福祉保健課長 内容説明省略

東 水道課長 内容説明省略

議長

以上で提案理由並びに内容説明を終わります。

ここで暫時休憩します。

3時10分に開きます。

議長

休憩前に引き続き会議を進めます。

議案第3号以下、議案第10号までについての内容説明につい
ては省略いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、省略することといたします。

ただ今、お手元に配布いたしましたとおり、休憩の間に議員北
村博司君ほか9名から「紀北町役場の位置に関する決議」の件が

提出されました。

お諮りします。

紀北町役場の位置に関する決議の件は急施事件と認め日程に追加し、追加日程第20として審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、本件は急施事件と認め日程に追加し、追加日程第20として審議することに決定いたしました。

それではただ今より、議案の質疑、討論、採決に入ります。

追加日程（1号の1）第10

議長

日程第10 議案第1号 専決処分の承認を求めるについて
(紀北町役場の位置を定める条例ほか178件の条例について)
を議題といたします。

質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、討論に入ります。

討論を許します。

(議長の声あり)

議長

会議規則第16条に基づき、議長と言って、議席番号も言って
いただきたいと思えます。

反対討論される方はございませんか。

賛成討論される方はございませんか。

7番 平野隆久君。

平野隆久議員

賛成討論をいたします。議案第1号 専決処分の承認を求めるについての、条例第37号 紀北町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償等に関する条例に対して、合併に際し、費用
弁償を両町の高い方にあわせた感のあるこの条例に対して、本来
は反対であります。職務執行者もご存じのように合併のメリッ
トの最大目標は行政経費の削減であります。当町は総合支所方式
を採用しました。この方式では行政経費の削減は思ったほど出来
ないのが実状であります。しかし、行政サービスを低下させないこ
とを最優先し、当町は総合支所方式を採用した経緯があります。
そのことを考えると、如何にほかの経費を抑えるかが重要となっ
てきます。今後、補助金の見直し、コンサルタントへの委託料の
見直し等が必要となり、この条例にある費用弁償もその中の一つ
と言えます。しかし、10月4日の両町の議員懇談会において塩
谷職務執行者は、合併したため広範囲になったことを理由に、報
酬を高い方に合わせたと言われましたが、以前と変わらぬ範囲の
職務もあり、合併メリットを考える上においては、これは理由に
はなりません。また、議員の報酬は低い方に合わせたものの、議
員選出の監査委員と教育長報酬が高い方に合わせていることに関
しても納得がいきません。審議会、委員会委員報酬も含め高い方
に合わすのと低い方に合わすのとでは、月額、年額報酬の委員支
給額だけ見ても年に116万7千円の差が出てきます。この金額
は決して少ない金額ではないと思います。しかし、ほか条例に関
しては賛成するため、条例第37号については今後見直しをお願い
したい旨を要望して、この議案第1号 専決処分の承認を求め
るについては賛成討論といたします。

議長

反対討論される方はございませんか。

賛成討論される方はございませんか。

24番 中津畑議員。

中津畑正量議員

24番、中津畑でございます。よろしくお願いいたします。

賛成討論をいたします。まず初めに賛成とは言うものの、この事務所の位置の決定については前者も少し触れられましたけれど10月4日の議員懇談会で私もいろんな疑問点を、現在職務執行者の塩谷さんともいろいろやりとりをいたしました。この中で私はこの179項目にわたる条例案については、非常に新しい町のスタートであるし、そういう意味では非常に大事な条例であるという観点から賛成をすることでございます。しかし、事務所の位置についてはですね、これはやっぱり両町の、もと旧両町の住民、新しい紀北町の住民一人一人が心を一つにしなくてはならん議会も職員も執行部も一つにしなくてはならんという意識付けをやっぱりする必要があります。それでないとまたスタートの途中からゴタゴタしてしまうのではないかと懸念をする訳でございます。何故なら、この法定協でも今までいろいろ議論をされてきたし、長い時間をかけてこの問題について、法定協の委員の皆さんが努力をされてきた。その経過を見ても本当に1項目にあるその事務所の位置だけでいいのか、果たしてこの合併協議会のこのたよりもあるようにこの位置にと言うのが、本当に合併が出来た最大の約束ごとだと、そういう意味では本当に大事な宝物としてこの問題を、今後、心を一つにしていかななくてはならないという観点から私は今後もこの2項目めにある法定協でも随分時間をかけたこの問題について大事に考えていく、そういう方向でこの問題を考えたい。そのように思います。

もう1点は、前者も言われましたけれど、費用弁償の関係で特

別職の教育長以下、ずっと高い方に上げていった。これについてはですね、唯一、議員の報酬が海山町が千円安かったということ安い方に合わせた。これは行財政改革が合併の一つの大きな目的でもある、そういうことで議員が懇談会の中でも申し合わせた結果だったと思います。しかしながらこの特別職以下、約20本近くがこの高い方に上げて、すべて横並びということはどうしても私もわからない訳でございます。と言うのはこの費用弁償についてはですね、やっぱり行政改革、財政改革の観点から言っても何故そういうかと

議員

反対討論ではないのか。

中津畑正量議員

いや賛成討論です。問題は指摘をしておる訳でございますからそういう意味で私はこの高い方に合わせていった費用弁償の関係そういう点では非常に問題としては残っているのではないかと。

議長

中津畑議員、簡潔にお願いします。

中津畑正量議員

そういう意味で、この行財政改革が基本に流れていないのではないかという不安もございます。しかしながら、先程も申しましたようにこの問題については、問題を残しながらもほかの179本のこの条例の一括提案、専決処分案については賛成せざるを得ないという判断で、こういう問題提起をしながら、今後私ども、議会の中で頑張っていきたい、そのように思いますのでこの議案については賛成という立場で討論に代えさせていただきます。以上です。

議長

他に賛成討論される方はございませんか。

31番、谷 議員。

谷 節夫議員

31番、谷。第10 議案第1号 専決処分の承認を求めるについて賛成討論をいたします。私は新しい町紀北町が誕生してそしてこの紀北町がより良い町を発展させるためにこの条例が非常に重要になってくると思います。それで私は懇談会の説明会の時に、第164号 紀北町立教育集会所条例について執行代理の塩谷代理に注文を、注文というよりお願いをしてきました。新町になってからこの条例についてもやはり新しい町長が真剣に取り組んでくれるということを快く返事をしてくれました。

議長

谷議員、職務執行者で執行代理ではないので、そののちをちょっとお願いします。

谷 議員

訂正します。職務執行者の塩谷町長のご理解と、塩谷執行代理者の暖かいご厚意によりましてこのことをまあ協力ということで承認していただきました。以上、賛成討論といたします。

議長

他に賛成討論をされる方はございませんか。

27番 北村議員。

北村博司議員

それでは賛成の立場から討論いたします。と申しますのも、すでに専決処分ですから11日付けで告示されておりまして、修正も出来ない性格のものでございますので、2・3注文を付けて賛成討論をいたしたいと思います。

すでに前者が申し上げられたことも、私も同感でございますがそれに併せてですね、例えば条例第166号、公民館条例などのように実態のない位置が表記されている。或いは議案、条例10

2号の旅館建築規制条例は上位法令との整合性を課すものでありまして、法的効果というものは非常に疑問視される。こう言った幾つもこういう問題が散見されます。これは事務方の事務の摺り合わせが大変期間が短かったということで、その辺の十分なチェックが出来なかったんであろうというふうに私は理解して、今後新しい町長が就任されて今後の議会に修正案を上程されると、或いは先程の報酬の問題にしても改めて見直して上程されるということ、修正案を上程されるということを期待して、もし出なければ私どもで議員提案する場合も出てくるでしょうし、そういうことを前提にして本議案第1号については賛成いたします。以上です。

議長

ほかに賛成される方はございませんか。

なければ、以上で討論を打ち切ります。

討論を打ち切り採決いたします。

お諮りいたします。

日程第10 議案第1号 専決処分の承認を求めるについて
(紀北町役場の位置を定める条例ほか178件の条例について)
原案のとおり、承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長

挙手全員です。従って、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程（1号の1）第11

議長

次に日程第11 議案第2号 専決処分の承認を求めるについて（平成17年度紀北町一般会計暫定予算ほか5件の暫定予算に

ついて) を議題といたします。

なお、質疑については、まず一般会計暫定予算の歳入歳出についての質疑を行い、次に国民健康保険事業特別会計暫定予算から水道事業会計暫定予算までを一括して、二つに分割して質疑を行います。

それでは平成17年度紀北町一般会計暫定予算についての質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

29番 岩見議員。

岩見雅夫議員

本議案の歳出第2款の総務費、第1項の総務管理費の内ですね39ページに出ております11目の一般訴訟費に関して質疑をいたします。この点につきましては、先程、水道課の方から内容説明がございましたけれども、本件の訴訟の問題につきましては今回初めて暫定予算の中に登場した訳なんですけども、裁判の経過を巡ってですね、議会側に何ら説明のようなものがなされていないのが現状であります。特に新聞報道によりますと12月21日には高裁のですね、判決も出るということが報道されておりますけれども、町としてこれに対応する場合にこの訴訟人と被控訴人との関係。旧町からどのようにそういった面での被控訴人としての責任といたしますか、それが引き継がれておるのかどうか、その点も説明がありませんし、この経過についてどのようになっておるのか概況だけでも明確にして、その上で予算提案をされないと非常にその必要性、重要性について分かりにくい内容になっておると思います。まずこの、特に裁判が行われておりますので、控訴人、被控訴人の関係とかですね、旧町からのこの紀北町に対する責任の移管といたしますか、そういう推移がどうなっておるのかその点についてお伺いしたいと思います。

議長

塩谷町長職務執行者。

塩谷町長職務執行者

お答えいたします。この件につきましては実は少し時間を要しますので、この議会が終わった後で全員協議会を開らいていただきまして、そこで十分な説明をさせていただくつもりでございます。従いまして、この本会議ではそこまでのちょっと時間というか余裕がございませんので、本来ならこれは必要だとは思いますが、出来ましたらその後の時間での説明でご理解をいただきたいなど、そのように思うのでございますが如何でございましょうか。

議長

岩見議員。

岩見雅夫議員

少し休憩時間中に、今、職務執行者が言われたような内容もお聴きしたのですけれども、正式に偵知もされていませんでしたし状況が分からなかったもので、一応、質すべきは質す必要があるということでしたのですが、まあ全協等で具体的な説明があるということでしたらこの項の説明はそれに委ねてもいいというふうに考えます。

それで別な点ですけどよろしいですか。今回、暫定予算になった訳なんですけど、当初の提案説明の中でも言われておりましたように歳入の不足が来しております。この分について国の補助金等がまだなされていないのでという理由でしたけれども、この点についてのいわゆるこの歳入見込みというのですか、補助金の申請というのはある程度の額は今の段階で示せるのでしょうか。そういう見込額というものはあるのかどうかというのが1点とですね、それから暫定予算、本年度中ですね一定期間を区切ってという

ことになっておりますので、口頭説明では10月の11日から発足をして来年の1月10日までということでしたが、こういった期間というのはこの文書の中で暫定予算提案の時に明示する必要があるのではないかと思いますけども、その点どうですか。その2点お願いします。

議長

太田財政課長。

太田財政課長

まず暫定予算のことについてですけども、役場の各課で予算の状況を聴き取りした結果、支払い期間が10月11日から1月10日までの支払いは3,118,910千円です。収入は3,452,561千円でありまして、収入の方が333,651千円超過しております。それで問題がないと思われれます。そしてまだ言えることは、また、歳入不足の暫定予算の執行は一時借入金により措置するのが、執行上問題はないとされております。それから暫定予算の期間なんですけど、これは3ヶ月となっておりますけれども、予算書に明示する必要がないと考えております。以上でございます。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

質疑なしと認めます。

以上で質疑を打ち切りまして、続いて国民健康保険事業特別会計から水道事業会計暫定予算についての質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

16番 松永議員。

松永征也議員

国民健康保険の25ページですけども、この旧市町村借入金の返済金、まあ多額なですね、70,018千円ほど計上されてま

すけども、この内容についてご説明をいただきたいと思います。

議長

宮沢住民課長。

宮沢住民課長

お答えいたします。これは旧紀伊長島町においてですね基金の取り崩しをして、なお9月末で55,476,023円の支払い不足を生じたということで、合併までの支払いの見込みも加えて7,000万円を借り入れたということでございます。以上でございます。

議長

松永議員。

松永征也議員

この歳入を見ますと、14ページですかね。海山町、旧海山町の歳計の剰余金189,000千円ほどあって、その一部がたぶん充てられたのではないかと私は思うのですけれども、この剰余金については旧海山町の被保険者の尊い保険料も含まれておる訳なんです、従ってですね、旧紀伊長島町において合併までに解消のために十分努力はされてきたと思うのですけども、どのような努力をされてきたのかちょっとお聞きしたいと思います。

議長

宮沢住民課長。

宮沢住民課長

これまでですね、旧紀伊長島町におきましては保健予防事業とかですね、保険料の徴収に努めては参りましたが、財源の確保ということは非常に重要なことですので、今後、本庁、支所ですね、一体となって保険料の徴収に努め、また、財源の確保を図りたいと考えますのでご理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、討論に入ります。

反対討論される方はございませんか。

賛成討論される方はございませんか。

(発言するものなし)

議長

以上で討論を打ち切り採決をいたします。

お諮りいたします。

日程第11 議案第2号 専決処分の承認を求めるについて
(平成17年度紀北町一般会計暫定予算ほか5件の暫定予算について) 原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長

挙手全員です。従って、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程 (1号の1) 第12

議長

次に日程第12 議案第3号 専決処分の承認を求めるについて (字の区域の設置及び字の名称の変更について) を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、討論に入ります。

反対討論される方はございませんか。

賛成討論される方はございませんか。

(発言するものなし)

議長

討論を打ち切り採決をいたします。

お諮りいたします。

日程第12 議案第3号 専決処分の承認を求めるについて
(字の区域の設置及び字の名称の変更について) 原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長

挙手全員です。従って、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程 (1号の1) 第13

議長

次に日程第13 議案第4号 専決処分の承認を求めるについて(指定金融機関の指定について)を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認めます。

反対討論される方はございませんか。

賛成討論される方はございませんか。

(発言するものなし)

議長

討論なしと認めます。

以上で討論を打ち切り採決いたします。

お諮りいたします。

日程第13 議案第4号 専決処分の承認を求めるについて
(指定金融機関の指定について) 原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長

挙手全員です。従って、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程 (1号の1) 第14

議長

次に日程第14 議案第5号 専決処分の承認を求めるについて(紀北町と三重県との間における議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託について)を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、討論に入ります。

反対討論される方はございませんか。

賛成討論される方はございませんか。

(発言するものなし)

議長

討論を打ち切り採決をいたします。

お諮りいたします。

日程第14 議案第5号 専決処分の承認を求めるについて
(紀北町と三重県との間における議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託について) 原案のとおり承

認することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長

挙手全員です。従って、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程（1号の1）第15

議長

次に日程第15 議案第6号 専決処分の承認を求めるについて（紀北広域連合規約の変更に関する協議について）を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

反対討論される方はございませんか。

賛成討論される方はございませんか。

(発言するものなし)

議長

以上、討論を打ち切り採決をいたします。

お諮りいたします。

日程第15 議案第6号 専決処分の承認を求めるについて（紀北広域連合規約の変更に関する協議について）原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長

挙手全員です。従って、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程（1号の1）第16

議長

次に日程第16 議案第7号 専決処分の承認を求めるについて（尾鷲地区広域行政事務組合規約の変更に関する協議について）を議題といたします。

質問される方はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長

質問を打ち切り討論に入ります。

反対討論される方はございませんか。

賛成討論される方はございませんか。

（発言するものなし）

議長

討論を打ち切り採決をいたします。

お諮りいたします。

日程第16 議案第7号 専決処分の承認を求めるについて（尾鷲地区広域行政事務組合規約の変更に関する協議について）原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長

挙手全員です。従って、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程（１号の１）第１７

議長

次に日程第１７ 議案第８号 専決処分の承認を求めるについて（三重県市町村職員退職手当組合に加入することについて）を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

（ 「質疑なし」 の声あり ）

議長

質疑なしと認め、討論に入ります。

反対討論される方はございませんか。

賛成討論される方はございませんか。

（発言するものなし）

議長

以上で討論を打ち切り採決をいたします。

お諮りいたします。

日程第１７ 議案第８号 専決処分の承認を求めるについて（三重県市町村職員退職手当組合に加入することについて）原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長

挙手全員です。従って、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程（１号の１）第１８

議長

次に日程第１８ 議案第９号 三重県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

質疑される方はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、討論に入ります。

反対討論される方はございませんか。

賛成討論される方はございませんか。

(発言するものなし)

議長

以上で討論を打ち切り採決をいたします。

お諮りいたします。

日程第18 議案第9号 三重県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長

挙手全員です。従って、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程（1号の1）第19

議長

次に日程第19 議案第10号 三重県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び三重県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑される方はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、討論に入ります。

反対討論される方はございませんか。

賛成討論される方はございませんか。

(発言するものなし)

議長

以上で討論を打ち切り採決をいたします。

お諮りいたします。

日程第19 議案第10号 三重県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び三重県市町村職員退職手当組合規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長

挙手全員です。従って、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議長

日程第20 発議第5号の1 紀北町役場の位置に関する決議について、提案者の提案趣旨の説明を求めます。

27番 北村議員。

北村博司議員

それではお手元に配布させていただいております紀北町役場の位置に関する決議について趣旨説明を申し上げます。

今回の旧紀伊長島町、旧海山町の合併にあたりまして、約1年半の間、様々な経過を得て本日、今日、このように第1回の臨時会が開かれて名実共に新町が発足した訳でございます。その間の経過の中においていろいろございましたけれども、この席では多弁は控えたいと思います。それぞれの議会の思い、町民の思い、それらを乗り越えて今日の合併に至ったわけでございます。その思いを紀北町、この新しい町の議会の機関の意思として今から申

し上げる決議を皆様、ご賛同いただいて、出来ますならば全会一致でご承認賜ればこれから新しい町の町民にも、私どもは自信を持って一体化の第一歩が済んだということに申し上げられると思います。この内容につきましては、先程、専決処分が承認された条例第1号、役場の位置の条例のまあ第1原案にあった附則第2削除を、すでに削除されて上程されて、もうすでに効力が発しておりますけれども、それにあつたものをそのままそっくり決議として、紀北町議会の機関意思の決定としてご提案申し上げるものです。内容を朗読させていただきます。

紀北町役場の位置に関する決議

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条の規定により提出いたします。 紀北町議会議長 川端龍雄様

内容は、紀北町役場の位置に関する決議

紀北町議会は、紀北町役場の位置に関して、下記のとおり決議する。

記

町は、平成22年10月11日までに、事務所の位置を合併前の紀伊長島町内の国道42号沿線で防災面、経済性、利便性、発展性に優れた適地に定める。

平成17年10月20日

以上、新しい町の出発にあたって、議員皆様方のご理解ご賛同を得てご決議賜りますよう付してお願い申し上げまして提案説明に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

追加日程（1号の1）第20

議長

それでは日程第20 発議第5号の1 紀北町役場の位置に関する決議についてを議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

12番 浅川議員。

浅川 研議員

提出者にお伺いいたします。防災面、経済性、利便性、発展性に優れた適地に定めるとございますけれども、今、適当な適地は見あたりますか。質疑いたします。

議長

北村議員。

北村博司議員

浅川議員のご質問に対してお答え申し上げます。現時点で適地はあるかと、想定されるかというお尋ねかと思っておりますけれども、この決議の趣旨は5年以内に紀北町町民、皆さんが心からご賛同いただける適地を私一議員でございましてけれども、皆さん共々、これから11月13日に新しく就任される町長以下、理事者の皆さんと力合わせて適地を定める、見出すということに全力投球するという意味でもこの決議を提出させていただきました。決議案を。お尋ねの趣旨と若干違うかと思っておりますが、これから頑張るぞという趣旨だと、それが皆さんが賛同していただける場所でないという訳ですから、お答えになってないかも分かりませんが私の意図するところをご理解いただきたい。

議長

浅川議員。

浅川 研議員

簡潔にもう一度だけ質疑いたします。お互いにですね適地を候補として挙げられたと思うのですよね、合併前に。そして尚かつ今から適地を定めるというのも如何かな、どんなことかなと思うのですけれども、お互いにその旧海山町、旧紀伊長島町で発展性

利便性、防災面、すべてに優れた適地を見い出して新しい庁舎を決めようじゃないかというところに、それでもその話の経過もいろいろあったのですけれども、またこれから町民と一緒に考えるというのは、今までに出てきた以外の場所を定めるということがこの文書の中に入っているのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長

北村議員。

北村博司議員

大変、微妙な問題を含んでおりますけれども、お尋ねは。過去ですね、両町の合併協議会で候補地になったところ以外の場所というふうに私は理解しております。あれは法定協、建設小委員会等々の議論の中で、最終的に残っていた場所とは違う場所であるというふうに私は理解しておりますけれども、これは議会、紀北町議会全員、一致協力してこれから誕生する新町政と力を合わせて5年以内に、皆さんが賛同していただける場所、これは責任を持って私も一議員として責任持って頑張るぞということでございます。微妙な問題も控えておりますので、以上で私の答弁をご容赦いただきたいと思います。

議長

25番 塩崎議員。

塩崎悦万議員

この将来5年以内の中で条規にする、完全にそろって皆さん納得すればそれは問題ないと思うのですが、もしもそういう条件がはてなという時になってときに何か審議し直すのですか。

議長

北村議員。

北村博司議員

これは当然、地方自治法の第4条に出席議員の3分の2の議決を持ってしか、3分の2を超えないと条例の変更、事務所の位置の変更というのは出来ない訳でございますので、3分の2以上ということは、つまり全会一致に近い形でないと出来ないことでございます。それは紀北町議会、度々申し上げておりますが紀北町議会全員のご賛同を得られる場所を努力しよう、力いっぱい頑張ろうという趣旨であるというふうにご理解いただきたい。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

9番 山中議員。

山中剛司議員

旧長島町、紀伊長島区の住民としては本日出されました紀北町役場の位置に関する決議、これは私も同感でございますけれども若干ですね問題点として疑問も持っておりますので、それらの問題について端的にお尋ねしたいと思っておりますので、簡潔にご答弁を願いたいと思っております。

まずですね私の手元に日本全国の合併した市町村の条例、これはすべてこれ1冊にインターネットで引いた部分ですけれども網羅されておる訳です。1町を抜いて、その1町も非常にこう曖昧な形の条例ですけれども、地番が明記されていない条例というのは一つもございません。まずそれをとにかく第1点としてあげておきたいと思っております。その中で質疑をしたいと思っております。

今、提案者もおっしゃられましたように、地方自治法の地方公共団体の事務所の設定又は変更、第4条の第3項ですか、今、おっしゃられましたように出席議員の3分の2以上のものの同意がなければ庁舎の位置を移すこととか、条例の制定については出来ないということは、これははっきりうたってある訳ですよ。そ

れで我々とすれば、これはどこに担保を置くかということなのですけども、まず第1点としてお尋ねしたいことは全国的に見ても地番なしの条例というのは皆無に等しいといっても私はこれは過言ではないと思うのですね。しかもじゃあ我々としては旧海山町と旧長島町、海山区と長島区の担保を何処に置くかという考え方だと思っております。一つは私は朝からいろんな海山町の議員さんに接していろんな話をしたのですけれども、海山町の議員さんは合併の協定書で十分ではないかと、そういう答弁が私の方に跳ね返ってきた訳ですね。それで実際、長島区の方からこれだけの議員さんが賛成者になられて今回これが提出されておる訳です。私はここで一番危惧するのはこの問題が発火点になって両町の議員間なのです非常にこう悪い感情が発生しないだろうかと、これを危惧する訳です。ここらについて提出者としてどう考えておられるか、まずお尋ねしたいと思います。

それから第2点でございますけれども、いわゆる協定、私は協定書で担保されておるという考え方を持っておる訳ですけれどもこれはもし本日、今日の議会決議がこれはもし通ったとしても実際に移すときには、やっぱりこれは第4条の第3項、3分の2の議会の議決が必要なのですね。これはいわゆる精神的な支えだということは私も非常によく分かるのですけども、じゃあ果たしてそういう悪い感情が残りはないかという部分の危惧を棚上げしておいてですよ、ここをやることについてのもう少し明確な提出者としての私に分かるようにご説明を願いたいなとく考えます。以上です。

議長

北村議員。

北村博司議員

山中議員にお答えいたします。全国の条例の例文等々を聞かれ

ましたけれども、これは条例の発議ではございません。議会の機関意思の決定としての決議案でございますので議案並に取り扱われますが制度上は、決議案です。決議案の趣旨は私が先程申し上げたとおりでございます。私には紀伊長島町、海山町と意識は今ございません。私はそういう感情が残るとか残らないとかいうことは私はあり得ないことだと思っております。本日、はじめて席を共にして、新しい議会の門出にあたって二分したどうか、私はあり得ないことだと信じてます。これから紀北町、今、我々は紀北町議会の議員でございますから、我々の努力目標であり、精神であり、かつここまできた数多くの苦勞を、その思いを一つの心を形にして残したい。これから心を一にしてこの方向で頑張るのだということを申し上げている訳でございます。私はもっと昔の、10日以前の、旧町の行き違いになるのではどうかということ、私はまったくそういうことは意識いたしておりません。

議長

山中議員。

山中剛司議員

私は今の質疑に立った冒頭で申し上げましたように、この紀北町役場の位置に関する決議については、よく理解出来るということを前提にしてただ今の質疑をしたということはまず思い起こしていただきたいと思えます。それと今、条例の剥離でないと、機関決定。これは私はもうあなたに言われなくてもよく分かっておる訳ですよ。これはあくまでも紀北町役場の位置に関する決議ということで出されておるわけですから、これはもう百も承知してます。そこまで私は馬鹿でないです、よく分かってます。ただ私は聞いたことは、いわゆるその、今、日本全国に合併した市町村のこれは条例は網羅されておるわけですね。これは附箋の数だけこれを取ってあるということなのです。この中にね地番のない条

例はほぼ無いわけですよ。その問題と今あなたが出された決議との関連で私はあなたにお聞きしたわけですよ。だからとにかく、あなたが今おっしゃったように条例の剥離ではないとか、機関決定でこれを出したのだということは、これは紀北町役場の位置に関する決議、これ見たら誰が見たって分かりますよこんなこと。だからこれをお聞きしてるのではないわけですね。私がお聞きしているのはいわゆる地方公共団体の事務所の設定又は変更は第4条の第3項です。3分の2の議決がどういふととにかく担保があるろうが、その段階では3分の2の議決若しくは条例の制定をするときにはそれだけの議決が必要だということはおたわれておるわけですよ。にもかかわらずこういう形で出されたその必然性を私はあなたに答弁をお願いしているわけです。だから何回も言いますけれども、条例の剥離とか機関決定とか、そのことについてお聞きしてるわけではないのです。これはもう提案段階で私は理解しておりますから。それから感情が残ることはあり得ないということですが、私はですねこれはどういう形で今後やっぱりもしこれがとにかく、私はやっぱり旧長島町の人間として心情は非常によく分かりますよ。恐らく私も賛成にまわるかもわかりません。ただね、私はあなたが今おっしゃったようにそういう長島とか海山とかいう感情はあり得ないということは私は決してないと思う。私は恐らく、今、いわゆる海山区の議員さんに朝から来てですね、一部、ようお聞きしなかった議員さんもありますがほとんどの議員さんにこの問題についてお尋ねしてるわけです。大多数の方はやっぱり感情が残るといふ答弁が私の下に来ておるわけなんです。

(議員より野次が入る 不詳)

山中剛司議員

黙って聴けよ。

そこはあなたの見解と私の見解との違いですよ。

だからそこらをもう少し明確にお答え願いたい。以上です。

議長

北村議員。

北村博司議員

十分にお答えいたしましたけれども、私は条例の提案説明をしたわけでもございませんし、十分わかっておると、その必然性はどうなのかとおっしゃられた。これを私は議論を申し上げたら随分長引きますし、皆さん十分ご承知の上の話です。ですから私は敢えて差し控えたいと思います。感情の問題については、私は海山区在住の議員のご意志というのはほとんど承っておりませんので申し訳ございません。私はお答えをいたしかねます。

議長

山中議員。

山中剛司議員

あのね、もしこれが立場が反対でね、あなたが質疑をされた立場で理事者に答弁を求めたときに、敢えてとにかく答弁を差し控えるというのはとにかくご答弁で承知されますか。私も少なくとも口を濁かしてかなり一生懸命しゃべったつもりなんですよ。私もあなたのご提案された今回のこの問題についてですね賛成の立場に私はまわる気持ちです。ただですね、どうしてもやっぱり腑に落ちないのはやっぱりここらの部分の疑念がですね払拭されていないわけですよ。だからそういう、とにかくやっぱり悪い感情を残すような危惧のあるものを敢えてこういう形で出した部分について私はあなたに具体的に例をあげて答弁を求めておるわけですよ。それを敢えて答弁する意思はないと、そんな馬鹿なご答弁ないですよ。そこをもっと明確にお願いしたいと思います。

議長

北村議員。

北村博司議員

お答えいたします。条例の問題はですね私も多少なりとも前例も承知しておりますし、ここに至るまで、申し上げろと言われるのでしたら若干付け加えますけれども、条例化を前提にして旧紀伊長島町では議論されてた。その意思疎通に欠くところがあって、今回、職務執行者から専決処分の承認で出たのが第1原案にあった部分が削除、附則2号の部分が削除されてすでにもう承認されて発行してるわけです。ですからそれを私は云々するつもりはございません。すでに私も賛成いたしましたし効力を発してます。ただ、新しい町の議会として議員31人、今の意思としてこのように決議という形で機関の意思決定がまとめられれば私はこれに過ぎるものはないと、新しい町民の皆さんにも十分ご理解いただけるものだと私は確信いたしております。それがもっと具体的に言えといわれても私は今それだけしか答えるすべはございません。大変ご容赦いただきたいと思います。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

質疑なしと認め、討論に入ります。

反対討論される方はございませんか。

12番 浅川 研君。

浅川 研議員

紀北町役場の位置に関する決議に関して反対の立場で討論させていただきます。皆さんご承知のとおり本庁の位置はもう5年以内に現在のですね紀伊長島区のこのいわゆる防災面、経済性、利便性、発展性に優れた適地に定めるということをお互いの合併協議会の委員、そしてお互いの議会の議員さん、納得の上でこの合

併がなされた。両町の議会の議員もそれを信頼してですよ、お互いを信頼してそのことを納得をして決められた。だから合併は成就したのだと思うのです。どうしてその法定協議会で約束されたことがですね、この紀北町の議会でその適地が特定された適地がここに定められた防災面、経済性に優れた適地が浮かび上がってきたときにその約束を反故にすると思われるのですか。この約束を反故にされると我々海山町の議会がその時になったら、例えばですよ、もう反対しようぜ、3分の2の議決が得られないと今でも思っただらっしゃる。このまま本庁を海山町の相賀に置こうではないか、10年経っても20年経っても。そう思われておるからこれが提出されたのではないですか。もはやこういうことが起こったら旧海山町議員、旧紀伊長島町議員と、もうこの紀北町議会が一体となっていていろんな審議もお互いを信頼して議論するということも、段々段々とねやる気もなくなってきましたよ。お互いやっぱり信頼してですね、そのことは議員として議員の資質として絶対に裏切ることはない、町民もすべて知ってますよ。その場所というのは特定された場所というのは、あなた方が挙げた場所は口には出せないと言ってるのではないですか。それはそれなりにあなた方の立場もよく分かりますから、そこがそういう形で庁舎の位置としてその時に現実的に出来るという形になったら我々は確実に賛成します。私も2年先、3年先にですねもしその場でそういう場面に出くわして、自分も議員やってましたら必ず賛成しますよ。それなのにこの適地に定めるとかわざわざ約束してるのに何もかもそういう形で引っ張って強引にやっていかないかんとかちょっと納得いかんのです。これだからこういうことも止めていただきたいなと思うのです。今まで議場で話をするまでに幾度と長島の議員さん、関係者の方々ともお話ししましたよ。同じことを3辺も4辺も言っておるのですけど、まだ分かっていただけな

い。だから逆に議会自体が先程懸念されていたように信頼もなくして二分していくような形になると思いますので私はこれに対しては反対したいと思います。以上です。

議長

賛成討論される方はございませんか。

31番 谷 議員。

谷 節夫議員

31番、谷。紀北町役場の位置に関する決議に賛成討論をいたします。私は提案者の北村博司議員に賛成議員として明記させていただきました。決して私は、今回、今日の議場でやはり新しい紀北町として私は生きわいわいと新しい町づくりに燃えることと確信しております。それは今までの議長選挙にもあり、各委員の選出にもあり、そしてまた全ての条例、今までの議案に賛成をしてきました。全員賛成で決議されたことはその証拠だと思っております。ですから私は失笑されるかと思いますがどうぞ海山の、旧海山区の議員の皆さまもこの議案にどうぞ賛成していただくことをお願いしまして賛成討論と代えさせていただきます。

議長

ほかに反対討論される方はございませんか。

賛成討論される方はございませんか。

24番 中津畑議員。

中津畑正量議員

決議案に対しまして賛成の立場で討論いたします。私も合併した以前から、これは紀北町の一町民として一議員として心新たにしております。そういう中で私は事務所の位置というのは法定協の中でも小委員会の中でも本当に先程も言いましたが、時間をかけてこの議論がなされた結果が先程も見せましたけれど法定協の中ではこの2項目の確認があったからこそ始めて合併が出来たも

のと私は確信をしております。しかしながら、町民の方から見てもまたこの事務所の位置の問題については心を一つにしなくてはならんというのが私の考えでございます。といいますのもこの心を一つにしなくてはいかんというのは、こういう一つ二つの項目があったんだよということが町民の人の目の届くところになくてはいかんという感じでございます。感じといいますよりもそれが必要だと思います。協定書だけではなかなか町民の目には届かないそういう意味ではこういう決議は両町の議会の中で、新しい第一歩を始めたこの議会の中です意思を一つにされた。5年以内に云々ということはまあ約束ごとですよということで議決をしたということは新しい町にスタートする上ではやっぱり町民も同じスタートラインに立ってやっぱりこのことはやっぱり頭に入れていってもらおうというのが、当然、私どもには大切な議会に代表として送り込まれてる私どもにとっても一番大事にしなくてはならん問題だと私は思うわけです。そういう意味では、感情的に私は長島だとか海山だとかそういうことは一切私も思っておりませんし、これは今後、仲良く議論するときはしながらですね議会活動をお互いにしていかななくてはならんのですから、そういう信頼関係が薄れていくとか、そういう感じでこの問題を私は捉えるべきではないのではないだろうかと思っております。そういう観点でこの決議案については誰しもが目にするところでこういう決議があったんだよと、これから先はどないなるかわかりませんが、こういう決議がなされたんだということの確認は法定協のあの原点に立ち返った立場で見ると、これは当然すぎるほど当然な決議案ではなかろうかと私は思います。以上、そういう観点から私は賛成の討論に代えさせていただきます。

議長

ほかに賛成討論される方はございませんか。

討論なしと認めます。

討論を打ち切り、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

日程第20 発議第5号の1 紀北町役場の位置に関する決議
について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 多 数)

議長

挙手多数です。よって本案は可決することに決定いたしました。

議長

ここで暫時休憩いたします。

議長

休憩前に引き続き再開いたします。

定刻の5時になりますので、時間を延長します。

議長

お諮りいたします。

ただ今、お手元に配布いたしました追加議事日程第1号の2と
して議会における組織等に関する議案について、日程第1から日
程第8までの8件を日程に追加して議題といたしたいと思いま
すが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、日程に追加することに決定しました。

追加議事日程を朗読いたさせます。

事務局長。

事務局長

平成17年第1回紀北町議会臨時会追加議事日程第1号の2

10月20日 木曜日

- 第1 発議第6号 常任委員会委員の選任について
- 第2 発議第7号 議会運営委員会委員の選任について
- 第3 発議第8号 三重紀北消防組合議会議員の選挙
- 第4 発議第9号 尾鷲地区広域行政事務組合議会議員の選挙
- 第5 発議第10号 紀北広域連合議会議員の選挙
- 第6 発議第11号 東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙
- 第7 発議第12号 荷坂やすらぎ苑組合議会議員の選挙
- 第8 推薦第1号 農業委員会委員の推薦について

以上でございます。

議長

それでは日程に従い議事に入ります。

追加日程（1号の2）第1

議長

日程第1 発議第6号 常任委員会委員の選任についてを議題
といたします。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定に
よって、お手元に配布いたしました議案のとおり指名したいと思
いますが、ご異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長

異議なしと認めます。よって、各常任委員会の委員はお手元に
配布しました議案のとおり選任することに決定いたしました。

追加日程（1号の2）第2

議長

次に日程第2 発議第7号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配布いたしました議案のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長

異議なしと認めます。よって、議会運営委員はお手元に配布しました議案のとおり選任することに決定しました。

追加日程（1号の2）第3

日程第3 発議第8号 三重紀北消防組合議会議員の選挙

追加日程（1号の2）第4

日程第4 発議第9号 尾鷲地区広域行政事務組合議会議員の選挙

追加日程（1号の2）第5

日程第5 発議第10号 紀北広域連合議会議員の選挙

追加日程（1号の2）第6

日程第6 発議第11号 東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙

追加日程（1号の2）第7

日程第7 発議第12号 荷坂やすらぎ苑組合議会議員の選挙については一括議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、それぞれの組合議会議員を指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長

異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

それでは指名いたします。

三重紀北消防組合議会議員に

平野隆久君、尾上壽一君、垣内 勇君、川端龍雄
の以上4名。

尾鷲地区広域行政事務組合議会議員に

中村吉之君、尾上壽一君、東 恒雄君、中本 衛君
北村博司君、川端龍雄 の以上6名です。

紀北広域連合議会議員に

山中剛司君、北村博司君、松永征也君、近澤チヅル君
東 寿子君、川端龍雄 の以上6名です。

東紀州農業共済事務組合議会議員に

平野隆久君、松永征也君、東 寿子君、川端龍雄
の以上4名です。

荷坂やすらぎ苑組合議会議員に

世古勝彦君、浅川 研君、中村健之君、東 澄代君
北村博司君 の以上5名それぞれ指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長が指名しました被選挙人を、それぞれの組合議会
議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。よって、ただ今議長が指名推選した被選
挙人が、それぞれの組合議会議員に当選されました。

本席から、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知
をいたします。

追加日程（1号の2）第8

議長

次に日程第8 推薦第1号 農業委員会委員の推薦についてを
議題といたします。

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員は2名とし、平野倅規君、濱田武次君のご
両名を推薦したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員は2名とし
平野倅規君、濱田武次君の以上の方を推薦することに決定しまし
た。

議長

ただ今、議会運営委員長及び各常任委員会委員長より議案が提出されております。

この件を日程に追加して議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと求めます。よって、日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

追加日程（１号の２）第９

議長

日程第９ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題といたします。

議会運営委員長からお手元に配布いたしましたとおり、会議規則第７５条の規定により、平成１８年９月定例会まで本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、平成１８年９月定例会まで閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと求めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程（１号の２）第１０

議長

次に日程第10 閉会中の継続調査申出書を議題といたします。
総務財政常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長より別紙のとおり申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。よって、各常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議員

監査委員についてはどうするのか。

議長

事務局長。

事務局長

監査委員につきましては、首長が決定しましてから一般の監査委員とともに上程がされますので、また、後ほど取扱いさせていただきます。

北村議員

常任委員会の正副委員長の報告をお願いしたい。

議長

事務局長。

事務局長

それでは紀北町議会の組織に関しまして、各委員長、副委員長の報告をさせていただきます。

まず、総務財政常任委員会につきましては、委員長が尾上壽一委員が委員長でございまして、東 澄代委員が副委員長でござい

ます。

教育民生常任委員会につきましては、北村博司委員が委員長でございまして、近澤チヅル委員が副委員長でございます。

産業建設常任委員会につきましては、東 寿子委員が委員長でございまして、松永征也委員が副委員長でございます。

議会運営委員会につきましては、山中剛司委員が委員長でございまして、浅川 研委員が副委員長でございます。

以上でございます。

議長

以上で、本臨時会に付された事件は、すべて終了しました。

これで会議を閉じます。

なお、本日はこの後5時20分から、本議場において全員協議会を開催されることになっておりますので、よろしく申し上げます。

それではこれにて、平成17年第1回紀北町議会臨時会を閉会します。

どうもご苦労さんでした。

(午後5時8分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成17年11月21日

紀北町議会臨時議長 垣内 勇

紀北町議会議長 川端龍雄

紀北町議会議員 平野倅規

紀北町議会議員 中村吉之